

山形市民会館整備事業の事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

山形市民会館整備事業募集要項に基づき、当該事業の事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年11月17日

山形市長 佐藤 孝弘

1 公募型プロポーザルを実施する事業の概要

(1) 事業名

山形市民会館整備事業

(2) 事業内容

山形市民会館整備事業における設計業務、建設業務、開業準備業務、運営業務、維持管理業務及び付帯事業とする。詳細は、山形市民会館整備事業募集要項（以下「募集要項」という。）を参照のこと。

(3) 履行期間

基本契約締結の日から令和26年3月末日まで

(4) 担当課

山形市企画調整部文化創造都市課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212

FAX 023-624-9618

電子メール bunka@city.yamagata-yamagata.lg.jp

2 参加資格

本プロポーザルに応募することができる者は、募集要項に示す応募に係る参加資格要件のとおりとし、この要件を全て満たすものとする。

3 募集要項等に関する説明会について

(1) 説明会開催日及び開催場所等

日時：令和5年11月24日（金）午後2時～午後4時

場所：山形市役所7階 701A会議室

資料：参加にあたっては、山形市のホームページから募集要項等をダウンロードのうえ、持参すること。（<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>）

(2) 申込方法

募集要項 別添資料3「様式集」（以下「様式集」という。）様式1「募集要項等に関する説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、電子メールにて担当課へ提出すること。

(3) 参加申込期限

令和5年11月22日（水）正午まで

4 本プロポーザルへの質問について

(1) 質問方法

募集要項に関する質問書（様式集 様式2）により担当課へ電子メールにより提出

(2) 質問書提出期限

令和5年11月27日（月）から令和5年12月1日（金）午後3時まで

(3) 回答公表日

令和6年1月12日（金） 山形市公式ホームページへ掲載する。

5 プロポーザルへの参加表明について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加表明書及び資格審査に必要な書類を次のとおり提出しなければならない。なお、内容を確認、審査の後、その結果を通知する。

(1) 書類等の提供

募集要項その他書類は、山形市公式ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出書類

様式集に示すとおり。

(3) 受付期間

令和6年1月22日（月）から令和6年1月26日（金）午後3時まで

(4) 提出方法

担当課へ郵送又は直接持参して提出すること。なお、持参する場合は事前に担当課へ連絡を行うこと。

(5) 参加資格の確認

提出された書類により審査し、その結果は、個別にメールにて通知する。

6 募集要項等に関する対話の実施について

(1) 対話の方法

資格審査通過者に別途配布する「対話実施要領」に従って実施するため、対話を希望する者は「対話実施要領」に従い、申し込みを行うこと。

(2) 受付期間

令和6年2月7日（水）から令和6年2月9日（金）午後5時まで

(3) 対話の実施日

令和6年2月19日（月）

7 提案書等の提出手続

(1) 提出書類（正本は電子データでも提出すること。）

様式集に示すとおり。正本1部 副本22部

(2) 提出期間及び提出方法

①提出期間 令和6年4月15日（月）から令和6年4月19日（金）午後3時まで

②提出方法 担当課に持参

8 提案書類の審査・評価及び優先交渉権者の決定

提案された内容について、令和6年5月中旬にヒアリング等を行い、最も評価の高い提案者を業務履行に適した契約の相手方となる優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）として決定する。

9 結果の公表

山形市公式ホームページに結果を掲載する。

10 本契約

市は優先交渉権者と協議を行い、基本協定を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は不測の事態が生じた場合は、次点の候補者を契約候補者として繰り上げて交渉する。

11 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に要する経費は、全て応募者（提案者）の負担とする。

(2) 出された書類は、返却しない。

(3) 募集が公正に執行することができないと認められる場合、災害その他やむを得ない理由がある場合には、募集の執行を延期又は中止することがある。